

～成年後見制度利用促進計画（第2期計画）と中核機関の役割について～

成年後見制度についての研修会開催要項

Zoomによるオンライン開催

1. 目 的

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき策定された成年後見制度利用促進基本計画は、平成29年度から令和3年度までの「第一期計画」で、利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、安心して成年後見制度を利用できる環境の整備を進めてきた。これにより、本人の意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用が進み、また、各地域で相談窓口の整備や判断能力が不十分な人を適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみが整備されつつある。他方、後見人等が意思決定支援や身上保護を重視しないという指摘もあり、利用者の不安や不満につながっていることや、成年後見制度や相談先等の周知が未だ十分でないなどの指摘がされている。

また、地域連携ネットワークなどの体制整備は、特に小規模の町村などで進んでいない状況にあり、さらに、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を迎えて、認知症高齢者が増加するなど（いわゆる2025年問題）、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが更に多様化及び増大する見込みであり、こうした状況に適切に対応する必要があり、国は、新たな「第二期計画」（令和4年度から令和8年度までの5年間）を定め、更なる施策の推進を図ることとした。

本研修会では、成年後見制度利用促進計画（第2期計画）の内容についての理解と、今年度、置賜3市5町の置賜定住自立圏構想によって立ち上げた成年後見センターの立ち上げについて学ぶことを目的に開催する。

2. 主 催 高齢者・障がい者の権利擁護に関する連絡会こまくさ

3. 共 催 公益社団法人 成年後見センターリーガルサポート山形県支部

4. 日 時 令和5年 1月21日（土） 13:30～15:30

Zoomによるオンライン開催

5. 内 容

1) 開 会

2) 講 義1 「成年後見制度利用促進計画（第2期計画）について」

講 師 ばあとなあ山形運営委員長 大川 慎 氏

（日本社会福祉士会で開催した成年後見制度利用促進第2期計画についての伝達研修となります。）

講 義2 置賜3市5町の置賜定住自立圏構想による成年後見センターについて

講 師 米沢市役所 高齢福祉課 秋 友 和 氏

3) 情報交換会

13:30		14:15		14:45	15:15
開	講義 1 「成年後見制度利用促進第 2 期計 画について」	講 義 2 置賜 3 市 5 町置賜定住自立圏構 想による成年後見センターについて	情 報 交 換 会	閉	
会	講師 ぱあとなあ山形運営委員長 大 川 慎 氏	講師 米沢市役所 高齢福祉課 秋 友 和 氏			

6.参加申し込み方法 (メールにて受付・山形県精神保健福祉士協会の会員のみ参加可能)

申し込み先：山形県精神保健福祉士協会 <kouken@yamagata-psw.sakura.ne.jp>

参加決定者には後日メールにより Zoom の ID と PW を発行いたします。

※申し込み締め切りは、令和 5 年 1 月 1 2 日 (木) とさせていただきます。